

令和7年度

教育行政執行方針

芽室町教育委員会

令和7年度 教育行政執行方針

令和6年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和7年度芽室町教育委員会教育行政執行の基本方針及び重点施策を申し上げます。

I 教育行政に臨む基本方針

今日、我が国は、人口減少社会の到来やAI、グローバル化の進展など、社会情勢が急激に変化する中、いつの時代も未来を創ってきたのは「人」であることを踏まえ、その「人」の自立と夢や希望の実現を支援する教育行政を推進することがますます重要になっております。

このようなことから、本町においては「誰一人取り残さない学びの実現」を念頭に、「郷育・夢育」を基軸とし、「プラスの息の教育」である「プラス思考で考動する生き方を推奨する教育・加点主義で褒めて伸ばす教育」及び「一流を見て、聴いて、学ぶ」などを重視した、特色と魅力のある教育行政を推進してまいります。

II 重点施策の展開

次に、令和7年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

1つ目、令和7年度からの3か年計画で推進する「芽室町PLUS教育プロジェクト」による、子どもたちの個性や可能性を引き出し、自ら未来を拓く力を育

む教育の推進についてであります。この「PLUS」の「P」は「プラスの息の教育」、
「L」は「レッツ・チャレンジ」、「U」は「アップデート」、「S」は「サステイナ
ブル（持続可能な社会の創り手の育成、SDGsの取組）」を意味しています。

まず第1に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、アウトプットが人を成長・進化させることを踏まえた「3：7の学び（インプットが3以内、アウトプットが7以上の学び）」を基軸に推進します。また、探究・提案・発信型の教科横断的な学びである「めむろ未来学」の充実、コミュニティ・スクールを基盤とし、各中学校区の小・中学校を一つの学園として捉えた小中一貫教育の一層の推進、及び全小・中学校の30人以下学級編成の実施、町独自の指導主事（主幹）の配置、教育DX推進員の継続配置などによる、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実などを通して、質の高い教育の保障を目指します。

第2に、「規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成」では、積極的な生徒指導を重視する中で、「芽室町いじめ防止基本方針」「芽室町不登校支援システム」「学校風土調査」等を生かした学校における支持的風土の醸成をはじめ、スクールライフアドバイザーの複数配置による相談体制の強化、北海道教育委員会が実施する「メタバース」への参加による不登校児童生徒への新たな支援、及び芽室町発達支援センターと協調した教育ソフト導入による一貫性・継続性のある支援体制の確立に努めます。また、「食べる力」は「生きる力」と捉え、食と食を支える農業などについて体験的な学びを深める食農教育をはじめ、教

育活動全体を通して、郷土愛や自己有用感、夢への挑戦心の醸成を図るとともに、ジェンダー平等や多様性等にも配慮する中で社会への参画力を高める教育の推進に努めます。

第3に、「健やかな体の育成と健康・防災教育の推進」では、一人一人の課題解決力や行動力を高める授業と運動習慣の構築、生活習慣病検査等を踏まえた栄養指導の充実、小学校におけるフッ化物洗口等による歯・口腔の健康教育の推進、及び交通安全意識と交通マナーの向上を図る交通安全教育の推進、保護者の生活習慣病等に関する意識啓発等に努めます。

また、食農教育等を通して、健全な生活習慣の確立や健康の保持増進に向けた意識の高揚を図るとともに、学校給食については近年の物価高騰の中においても、食農教育推進の基盤を維持するため、町による給食材料費の一部負担（1食当たり小学校47円、中学校52円）を拡充します。

第4に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、芽室町発達支援システムを踏まえ、合理的配慮を明確にした「芽室町個別の教育支援計画・個別の指導計画」等をもとに、関係機関や校種間の連携を深めるとともに、医療的ケア児支援のための看護師の常駐、及びICTを活用した学びの機会の保障と拡充など、個々の教育的ニーズを重視し、その可能性を広げる支援に努めます。

第5に、「教育の機会均等など学びのセーフティーネットの構築」では、芽室町子どもの権利条例等を踏まえ、就学援助や各種助成制度、及びヤングケアラーや生理の貧困への対応を継続するとともに、特別交付税制度を活用して大学

等奨学金貸付の返還に対する支援を拡充し、就学支援の幅を広げる中で卒業後の本町への移住・定住を推奨します。

第6に、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」「ICT整備・活用指針」に基づき、GIGAスクール構想推進のため、教育DX推進員の配置とICTヘルプデスクの民間委託の継続、及び授業支援ソフトの一層の活用や中学校用タブレット端末の更新を図り、ソフトとハードが有機的に機能するICT環境の整備を進めます。

また、上美生小学校ボイラー改修工事、芽室西中学校煙突断熱材石綿対策工事を令和6年度からの繰越事業として実施するとともに、芽室小学校屋外トイレ改築工事の実施設計、スクールバス待合所塗装工事、小・中学校受変電設備改修工事施設計、及び給食センター高圧受電設備更新工事を実施します。

第7に、「地域とともにある学校づくりの推進」では、地域に開かれた教育課程をもとに、学校運営協議会の熟議を生かしながら、12歳と15歳の目指す子ども像を共有化する中で学校と地域がパートナーとして連携・協働することにより、学びのフィールドを地域にも一層広げるなど、地域住民の学校運営への参画を促進しながら、学校を核とした地域づくりにつながる教育を推進します。

2 社会教育を中核とした生涯学習の推進

次に、町民一人一人の自己実現と社会参加活動等を支援するための社会教育を中核とした生涯学習の推進についてであります。

第1に、「青少年の基本的な生活習慣の定着と体験活動の場の充実」では、「い

つでも」「どこでも」「だれでも」心豊かに学ぶことができるよう、青少年健全育成協議会の取組や郷土愛の醸成等を図る「寺子屋めむろ」の内容の充実、健康増進拠点施設である総合体育館や町営水泳プール、トレーニング施設等における運動教室をはじめ、野外活動体験や宿泊体験、国際姉妹都市や友好都市との交流、及び公民館、図書館、ふるさと歴史館における各種講座等の改善・充実に努めます。

また、全国一斉開催が終了した「チャレンジデー」に替わる住民参加型の事業である「チャレンジウィーク」については、多くの町民が気軽に参加できる運動の機会を創出するよう内容の創意工夫に努めます。

さらに、「一流を見て、聴いて、学ぶ」施策の一環として、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社、北海道日本ハムファイターズ、北海道コンサドーレ札幌、レバンガ北海道等、道内プロスポーツ団体等との連携事業を推進します。

第2に、「地域学校協働活動の推進」では、教育コーディネーターを生かし、各学校運営協議会と「めむろ郷育・夢育応援団本部」の協働により、学校を核とした地域づくりにつながる活動が全町的に広がるよう努めます。

また、「芽室ジモト大学」事業については、中高生が共に郷土愛を育み、共に未来を語り創るための学びと成長の場となるよう、ロードマップ等をより明確にする中で、地域の活力を生かした組織体制の強化を図ります。

第3に、「生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進」では、電子図書館機能を含む図書館運営の充実をはじめ、フレンドリーコンサートや文化芸術鑑賞

会、町民文化展の開催、家庭教育学級、及び町民文芸の発行支援など、各種団体と連携・協働し、多様な学習の機会の充実を図る中で、生涯学習の支援体制の充実や文化の振興に努めます。

部活動の地域移行・地域展開については、新たに教育コーディネーターを配置し、「地域で子どもを育てる」及び「地域づくり」の視点を重視した、持続可能な生涯スポーツ・文化活動の推進を図るため、新たに地域クラブの創出に向けた取組を進めます。

第4に、「社会教育・社会体育施設の機能の充実」では、生涯にわたり学習の機会を選択できる地域社会の実現を目指し、各種施設を学びの拠点とするとともに、子どもたちの居場所づくりにも積極的に取り組むなど、その機能の更なる充実に努めます。

第5に、「社会教育関係団体の支援」では、社会教育協会や体育会、文化協会、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、及び子ども会や郷土芸能ムオロ太鼓保存会など、各種活動の円滑な推進や充実を図る支援に努めます。

特に、子ども会活動については、少子化による活動の停滞が危惧されることから、その実態を把握するとともに、市街地町内会連合会や各町内会活動等との連携による活性化に努めます。

第6に、「高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進」では、「めむろ柏樹学

園」のカリキュラムの改善に向け、地域学校協働活動を含めた社会参加の機会を提供するなど、高齢者の学びがいや生きがいづくりなどにつながるよう、内容の工夫に努めます。

第7に、「文化財の調査・保護の推進」では、町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護、及び町民保有の文化財の所在調査を行います。

第8に、「発祥の地ゲートボールの普及振興」では、令和7年度から新たな「挑戦の流儀」を基軸とした様々な取組を進めるとともに、『発祥の地杯全国ゲートボール大会』には、より多くの参加者を得られるよう、企画内容の創意工夫と広報活動等の充実に努めます。

Ⅲ むすびに

芽室町教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育を両輪として、地域全体で学び、育ち、成長することにより、町民のウェルビーイングを高める教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。